

川崎DMA Tの設置及び運営に関する要綱

2 1 川健医第3 4 9 号

局 長 専 決

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市災害医療派遣チームとして川崎DMA T (KAWASAKI Disaster Medical Assistance Team) を設置し、また運営することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(川崎DMA Tの設置)

第2条 川崎DMA Tは、川崎市内（川崎市消防局が締結している東名高速道路消防相互応援協定等に基づき出場する市内外高速道路上を含む）において、自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害が発生した現場又は発生のおそれがあるイベント等の現場において被災者の救命処置等を行うことを目的として設置する。

(編成)

第3条 川崎DMA Tは、川崎市内に開設された病院のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ川崎DMA Tを出場等させる意思を有するものに設置する。

- (1) 神奈川県知事（以下「知事」という。）から災害拠点病院として指定を受けている病院
- (2) 知事から救命救急センターとして指定を受けている病院
- (3) 前2号に準じた機能を有する病院

2 川崎DMA Tの隊員（以下「隊員」という。）は、原則として1隊につき医師1人、看護師2人及び業務調整員1人をもって編成する。

（指定病院）

第4条 川崎市長（以下「市長」という。）は、前条第1項の病院を川崎DMA T指定病院（以下「指定病院」という。）として指定するとともに、指定証書（第1号様式）を交付する。

2 指定病院は、第8条第1項の要請に随時対応できるように、その体制を整備するよう努めるものとする。

（隊員候補者の研修）

第5条 市長は、指定病院から隊員の候補者として推薦を受けた者に対して、別に定める隊員養成研修（以下「養成研修」という。）を受講させるものとする。

（隊員の登録）

第6条 市長は、次に掲げる者のうちから、隊員の登録を行うものとする。

（1）養成研修修了者

（2）指定病院に所属する日本DMA T、神奈川DMA T－L等の隊員で、当該指定病院において実施する所定の講義を受け、川崎DMA Tの活動について理解を得たと認められる者

2 市長は、隊員に登録した者について、川崎DMA T隊員登録者名簿（第4号様式）に記載するとともに、登録証（第5号様式）を交付する。

3 登録された隊員は、川崎DMA Tの活動に関する知識及び技術の維持・向上に努め、原則として隊員登録後5年以内ごとに、養成研修に参加（受講又は指導）するものとする。

4 指定病院は、登録された隊員について、退職、転勤、氏名の変更等により異動があったときは、速やかに市長に届け出るものとする。

(出場基準)

第7条 川崎DMA Tの出場は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 重傷者2名以上又は中等症者10名以上の負傷者が発生し若しくは発生が見込まれる場合で、迅速に医療機関に搬送ができない場合

(2) 川崎DMA Tが出場し対応することが、効果的であると川崎市消防局(以下「消防局」という。)消防指令センター又は現場最高指揮者等が判断した場合

(出場要請等)

第8条 市長は、前条第1項の出場基準に基づき、指定病院の長に対して、川崎DMA Tの出場を要請するものとする。

2 指定病院の長は、前項の要請を受けて川崎DMA Tを編成し出場させる場合は、病院の業務としてこれを命令するものとする。

(出場及び災害現場等での医療救護活動)

第9条 川崎DMA Tは、出場に際して、所定の被服を着用し、必要な装備品を携行しなくてはならない。

2 川崎DMA Tが出場をするのに必要な災害現場までの出場方法、帰院方法及び患者の搬送手段等は、別に消防局長が定めるところによる。

3 川崎DMA Tは、消防局の統制下で医療救護活動を行う。

4 川崎DMA Tに対する災害現場の総括指揮は、消防局の現場最高指揮者が行う。

5 指定病院の長は、川崎DMA Tに出場を命令した場合は、川崎DMA T活動記録報告書(第6号様式)により、市長あてに報告するものとする。

(現場待機)

第10条 第2条に定める川崎DMA Tのイベント等における活動については別に定める。

(損害保険)

第 1 1 条 市長は、隊員が出場した際に事故に遭遇した場合の補償として、別に定めるところにより、隊員を受取人とする損害保険に加入するものとする。

(装備品)

第 1 2 条 第 9 条第 1 項の被服及び装備品の整備については別に定める。

(委任)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、川崎DMA Tの設置及び運営に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年１月１３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年９月１６日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年８月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。



第 号

指定証書

名 称

所在地

川崎DMA T（川崎市災害医療派遣
チーム）指定病院として指定します

年 月 日

川崎市長

第 4 号様式

川崎DMA T 隊員登録者名簿

No. _____

	登録番号	所属	職種	フリガナ 氏 名	研修修了日	修了者番号	登録年月日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

第 5 号様式

(表)

 川崎市	川崎DMAT隊員登録証
 写真	登録番号
	所属
	職種
	ふりがな 氏名
KAWASAKI Disaster Medical Assistance Team	

記載内容 登録番号、所属病院、職種、氏名（ふりがな）、写真

縦 5.4センチメートル、横 8.55センチメートル

地色 白の下面に赤（医師）、緑（看護師）、黄（業務調整員）

(裏)

1 この隊員証に記載された者は、川崎DMAT（川崎市災害医療派遣チーム）の隊員であることを証明する。
2 この登録証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
3 隊員活動時には、別に定める方法でこの登録証を携行しなければならない。
登録年月日 年 月 日 第 号
《川崎DMAT事務局》 川崎市 市長
川崎市健康福祉局保健医療政策部
川崎市川崎区宮本町1番地 電話044-200-2111（代）

縦 5.4センチメートル、横 8.55センチメートル

地色 白

第 6 号様式

川崎DMA T活動記録報告書

報告日 年 月 日

報 告 者	職 名		氏 名	
医療機関 名				
出動年月 日	年 月 日 (曜日)			
時間経過	要請時間	時	分	
	出場時間	時	分	
	現着時間	時	分	
	引上時間	時	分	
	帰院時間	時	分	
出動場所				
事故概要				
要請内容				
活動内容				
出動隊員 名	医 師			
	看 護 師			
	業務調整員			
特記事項				